

◎ 事務局から重要なご案内 ◎

◆令和5年分の確定申告期相談について

12月1日(金)に『確定申告期のご案内』をゆうメールにてお送りしております。よくお読みいただき必要書類等をご用意いただいた上でご来所ください。書類等に不備がございますと、再来所していただく場合がございます。

本紙会報をご覧になっている時点で『確定申告期のご案内』が未着の場合、または新規入会者等でお手元にお持ちでない場合は、恐れ入りますが当会事務局までお電話くださいますようお願い申し上げます。TEL03-3771-8859

なお、当会での確定申告個別相談スケジュールは下記のとおりです。予約はお電話にてお受けしております。

所得税予約制

令和6年1月30日(火)～同年3月11日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土日祝を除きますが、2月17日、24日、3月2日、9日の土曜日は午前中のみ営業しております。
※予約時に申出された方で、かつ、消費税の簡易課税制度を選択されている方に限り所得税と消費税の相談を同日にお受けできます。

所得税先着順

令和6年3月12日(火)～同年3月14日(木) 午前9時～午後3時30分

※簡易課税を含む、全ての消費税のご相談はお受けできません。

消費税先着順

令和6年3月19日(火)～同年4月1日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※土日祝を除きます。この期間の土曜日の営業はありません。
※2割特例を適用される方は、ご自身で適用の可否判断をしていただきます。
※本則課税(簡易課税以外)の方で、帳簿等が不完全の場合はご相談をお断りする場合がございます。

◆大森税務署の署外会場(池上会館)でのご対応について

当会では、確定申告期に大森税務署の署外会場(池上会館)にて青色コーナーを設けておりますが、青色コーナーは会員以外の方へ対し青色勤奨及び入会勤奨する為に開設しております。よって、会員の皆様のご相談はお受けできませんので、必ず当会事務局へお越しくださいますようお願い申し上げます。

◆会計ソフトをご利用されている方へ

・弥生会計(やよいの青色申告)23をご利用の方は、必ずVer29.2.1以上へバージョンアップをお願いいたします。(令和5年12月13日現在Ver29.3.2が最新。)Ver29.2.1より前のバージョンと、Ver29.2.1以降では互換性ありません。したがって、当会へVer29.2.1より前のバージョンのデータをお持ちいただいても当会のPCで開くことが出来ません。必ずバージョンアップしていただくか、PC本体ごとお持ちくださいますようお願いいたします。

なお、Ver29.2.1以降はインボイス対応版と表示されますが、インボイス登録していない方も含め、全ての利用者へ対応していただく必要がありますのでご注意ください。

・オンライン版を除く「やよいの青色申告」または「弥生会計」をご利用している方であれば、USBメモリ等でデータをお持ちいただくか、PC本体を確定申告相談時にお持ちください。

・上記以外のソフト(弥生オンライン含む)をご利用している方は、そのソフトが入っているPCと、オンライン版(クラウド版)の方はWi-Fi等のネット環境もご用意くださいますようお願いいたします。なお、当会ではフリーWi-Fiをご用意しておりますが、混雑等で上手く動作しない場合がございますので予めご了承ください。

・会計ソフトをご利用している方であっても、記帳(入力)が出来ていないものや、誤りが多い場合は、65万円または55万円の青色申告特別控除を適用することが出来ません。必ず、確定申告期前に事前相談へお越しくださいますようお願いいたします。(マイナンバーカードをお持ちでない場合や、パスワードをお忘れの場合も65万円控除はできません。)

◆令和6年1月～3月の確定申告相談以外のご相談について

- ①インボイスに係る登録申請等のご相談・・・令和6年1月9日(火)～同年1月26日(金)まで
 - ②年末調整(源泉所得税)の個別相談会・・・令和5年1月9日(火)～同年1月22日(月)まで
 - ③新規入会者の個別相談・・・・・・・・・・令和5年1月9日(火)～同年1月26日(金)まで
 - ④上記以外の確定申告以外のご相談・・・・・・・・・・令和5年1月9日(火)～同年1月26日(金)まで
- ※上記はすべて完全予約制です。お電話にてご予約ください。 ※土日祝を除きます。



「新年のご挨拶」

大森税務署長 遠藤昌久

新年明けまして、おめでとうございませう。令和6年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

旧年中は、徳永会長をはじめ一般社団法人大森青色申告会の皆様には、日々の業務や会活動等でご多忙のところ、税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、インボイス制度が昨年10月から開始されました。国税当局としましては、制度開始後、今回初めて消費税申告を行う方だけでなく、制度に不慣れな事業者の方々に寄り添って、丁寧に説明を行うこととしており、まずは制度の円滑な定着に向けて柔軟に対応してまいります。大森青色申告会の皆様には、制度の周知広報に多大な御尽力をいただきました。引き続き、インボイス制度定着への御協力を賜りますようお願いいたします。

まもなく、令和5年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年も池上会館西館において、申告書作成会場を開設しますので、会場内に設置する「青色コーナー」では、引き続き、皆様に青色申告の一層の普及、記帳水準の向上などに御協力を賜りますようお願いいたします。

大森税務署では「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、これまで以上にe-Taxの利用拡大を目指しており、特に申告書作成

会場では、スマートフォンによる申告書等の作成を推進してまいります。

また、令和5年分の確定申告からは、事業主からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナンバー連携による自動入力の対象となり、マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上します。情報の連携には、給与所得の源泉徴収票を税務署への提出基準に関係なくe-Taxで提出していただくことが必須となりますので、従業員のある会員の方はe-Taxによる提出に御協力をお願いいたします。

皆様の御家族や従業員で還付申告等を行う方がいらっしゃいましたら、是非、スマートフォンを利用した申告書の作成・提出を働き掛けていただくようお願いいたします。

結びに当たり、大森青色申告会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



大森税務署からのお知らせ

■申告書作成会場への入場には、「当日の入場整理券」が必要です。

令和5年分確定申告については、申告書作成会場の混雑回避のため、申告書作成会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「当日の入場整理券」が必要となります。当日の入場整理券は、当日、会場で入手するか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。(LINEアプリで、国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。)

■税務署のパソコンでは、青色申告決算等のデータをe-Tax送信することができないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

※池上会館の開設期間は、令和6年2月16日(金)～同年3月15日(金)です。